

歯科技工所開設事項変更届

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

開設者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり歯科技工所開設届出事項を変更したので、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項後段の規定により届け出ます。

1 名称		
2 開設場所		
3 変更事項	変更前	変更後
4 変更理由		
5 変更年月日	令和 年 月 日	

（注） 1 建物の構造設備を変更したときは、その新旧の平面図を添えること。